省令

○環境省令第二号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月四日

環境大臣　松本　龍

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十九号を第二十号とし、第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）の施行に関すること（廃棄物処理業に係るものに限る。）。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年三月四日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一―三四―七

人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

第二条中第一項を削り、同条第二項中「とは」の下に「、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第四項に規定する行政文書又は同条第五項に規定する法人文書（特定独立行政法人に係るものに限る。）のうち」を加え、「（次条第二項において「国家公務員法等」という。）」を削り、「関し、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した文書等（文書、図画及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律第二条第二項に規定する電磁的記録並びにこれらに添付されたものをいう。以下同じ。）であって、当該職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関等が保有している」を「関する」に改め、同項を同条とする。

第三条第一項中「（次項において「審査会」という。）」を削り、「行政機関等」の下に「（公文書等の管理に関する法律第二条第一項に規定する行政機関及び特定独立行政法人をいう。）」を加え、「起算日の欄に掲げる日」を「基準日の欄に掲げる日の属する年度の翌年度の四月一日（同日以外の日を起算日とすることが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、同欄に掲げる日から一年以内の日）」に、「以上の期間」を「（当該期間以上の期間保存することが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、当該期間以上の期間）」に改め、同条第二項を削る。

別表中「起算日」を「基準日」に改める。

別表の一の表中「の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の翌年度の初日」を削り、

第六条第三項又は第二十九条第二項の同意の文書等	取得の日の属する年度の翌年度の初日
第十八条第一項第四号又は第七号の承認に関する文書等	
第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書等	取得の日

を

第六条第三項又は第二十九条第二項の同意の文書等	三年
第十八条第一項第四号又は第七号の承認に関する文書等	
第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書等	三年

に改める。

別表の二の表給与法の項中

届出に係る要件を具備しなくなった日	五年

を

届出に係る要件を具備しなくなった日	五年一月

に改め、同表規則九―二四（通勤手当）の項、規則九―五四（住居手当）の項、規則九―八〇（扶養手当）の項及び規則九―八九（単身赴任手当）の項中「五年」を「五年一月」に改める。

別表の三の表、四の表、十一の表から十四の表まで、十六の表及び十七の表中「の属する年度の翌年度の初日」を削る。

別表中備考第二号を備考第三号とし、備考第一号を備考第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　「文書等」とは、文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）並びにこれらに添付されたものをいう。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に作成され、又は取得された人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

（人事院規則一六―四の一部改正）

第三条　人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「完結の日」の下に「の属する年度の翌年度の四月一日（同日以外の日を起算日とすることが当該書類の適切な管理に資すると認められる場合には、当該完結の日から一年以内の日）」を加え、同条第二項を削る。

（人事院規則一六―四の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日前に完結した補償及び福祉事業の実施に関する書類の保存については、なお従前の例による。